

愛知県後期高齢者医療広域連合議会告示第1号

愛知県後期高齢者医療広域連合議会個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のとおり公布する。

令和6年11月29日

愛知県後期高齢者医療広域連合議会議長 うかい 春 美

愛知県後期高齢者医療広域連合議会個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

愛知県後期高齢者医療広域連合議会個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年愛知県後期高齢者医療広域連合議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

様式第2号、様式第11号及び様式第17号中

「
| 運転免許証 健康保険被保険者証（住所記載のあるもの） |
」

を

「
| 運転免許証 |
」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日（次項において「施行日」という。）において現に提出されているこの規程による改正前の愛知県後期高齢者医療広域連合議会個人情報の保護に関する条例施行規程の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合議会個人情報の保護に関する条例施行規程の様式によるものとみなす。

3 施行日において、現にある旧様式により作成された用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。